

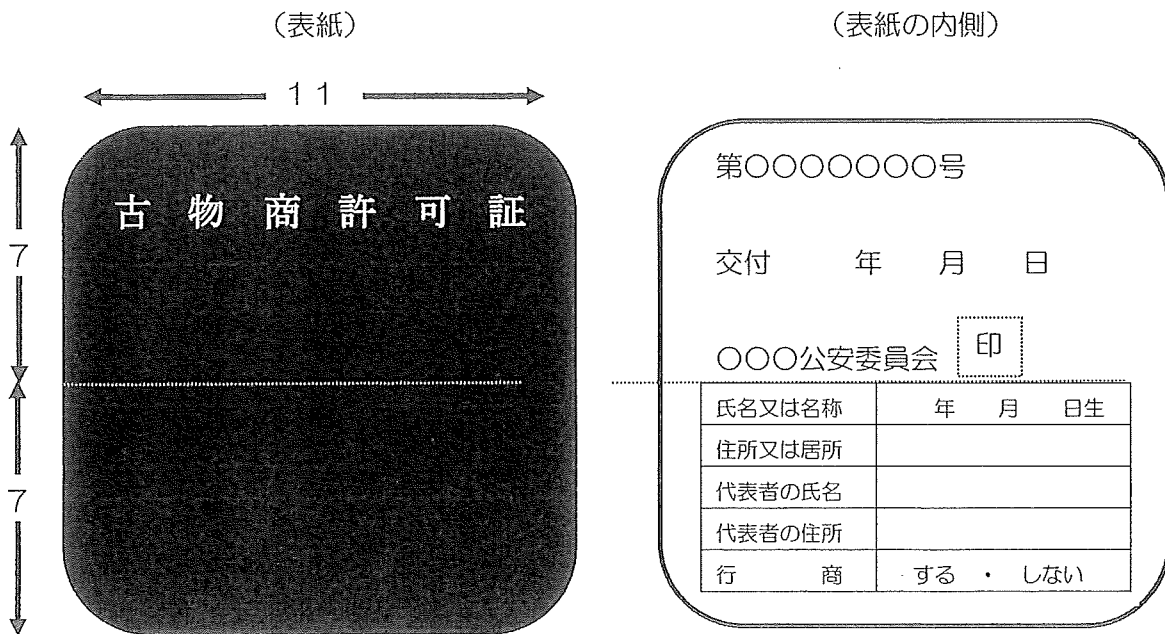
## 貿易登録に係る典拠書類サンプル

### 1. 古物商許可証

「古物」とは、一度使用された物品や、新品でも使用のため取り引きされた物品、およびこれらのものに幾分の手入れをした物品を「古物」といいます。

古物は、古物営業法施行規則により、次の13品目に分類されます。

- (1) 美術品類 (2) 衣類 (3) 時計・宝飾品類 (4) 自動車  
 (5) 自動二輪車及び原動機付自転車 (6) 自転車類 (7) 写真機類 (8) 事務機器類  
 (9) 機械工具類 (10) 道具類 (11) 皮革・ゴム製品類 (12) 書籍 (13) 金券類



### 2. 所属団体発行の資格証明書

(例) 公認会計士の登録証明書

**登 録 証 明 書**

1. 氏名 昭和 年 月 日生

2. 住所 東京都

3. 登録番号 第 号

4. 登録年月日 昭和 年 月 日

上記の者は、公認会計士法により 公認会計士 登録名簿に  
登録されていることを証明します。

公 証 第 号  
平成 年 月 日

日本公認会計士協会  
専務理事